

XII 海上入出港関係業務における追加検討事項

平成27年8月5日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



海上入出港関係業務における追加検討事項及び結果について

第6次NACCSにおける海上入出港関係業務の検討結果については、第12回海上合同WG（平成26年12月11日開催）において、サブWGの最終とりまとめ報告済であるが、その後追加となった5案件について、検討結果を以下のとおり報告する。

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
①	申請先官署（港内管制信号所）の宛先の細分化	事前通報については、「港長」宛てにしか申請することが出来ない。	事前通報を複数の宛先に同時申請ができるよう申請先（事前通報用の海上交通センター（名古屋、備讃瀬戸、関門海峡））の追加を行う。
②	出港届時の項目分割	出港届では、停泊場所を入力する項目が一つ（出港停泊場所（出港時）の項目）のため、対象の項目にバースコードを入力した際は、全て着岸場所コード欄への出力となっている。（入港届、入出港届、出港届で共通の画面・帳票となっているため。）	出港届において、停泊場所に入力したコードがびょう泊の場合は、びょう泊場所コードの欄に表示するようにする。また、それ以外については、着岸場所コードの欄への出力とする。
③	受委託件数の拡大	1船会社単位に受委託関係を登録可能な港数は、最大100件である。	1船会社単位に受委託関係を登録可能な港数を、最大200件とする。
④	備考欄の見直し	税関・入国管理局に送付する申請に関しては、同一の備考項目にて送付を行っている。また、照会結果画面では、一つの備考項目を全ての宛先にて出力している。	入国管理局宛ての備考欄追加を行う。 また、照会業務については、申請・宛先ごとに備考欄を追加する。
⑤	内航船船舶情報の保存期間の変更	内航船の船舶基本情報については、永年保存としている。	内航船の船舶基本情報については、保存期間を365日間とする。なお、保存期間中に訂正を行った場合及び、内航船船舶基本情報を使用して申請をした場合、該当の船舶基本情報の保存期間を365日間延長する。